



駅前交番



福山東警察署 代表電話 084-927-0110

交番・駐在所の加入電話が
廃止されます！！



来年からは、交番や駐在所
にご要件がある場合にも、
警察署の代表電話番号に
かけてくださいね

令和6年12月31日をもって、県下一部交番・駐在所を除き、交番・駐在所に設置している加入電話が廃止され、令和7年1月1日以降は各警察署の代表電話番号へ統一されることとなりました。

福山東警察署では、全ての交番・駐在所へ設置していた加入電話が廃止となり、福山東警察署の代表電話番号(084-927-0110)へ統一されます。

交番・駐在所へお問合せの際には、福山東警察署の代表電話番号へおかけいただき、自動音声に従ってお問合せ先の番号を選択することで交番・駐在所につながります。

※統一日以降に、交番・駐在所へ電話された場合、約3か月間は「福山東警察署へおかけください」旨の音声アナウンスが流れます。

緊急の事件・事故の場合には迷わず110番通報をお願いします。

自転車の運転について道路交通法が改正

令和6年11月1日から施行され主な変更点は以下のとおりです。

○運転中のながらスマホ(停止中は除く)

→運転しながら通話したり画像を注視するのは禁止です。

違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

○酒気帯び運転

→お酒を飲んだ後に運転してはいけません。

違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

→自転車を提供した人、お酒を提供した人、同乗者も

罰則の対象

○傘差し運転

→傘をさしながら運転してはいけません。

違反者は、5万円以下の罰金

